

**身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

農山漁村発イノベーション等整備事業は農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取り組みに対して、交付金の交付等で総合的に支援するのが目的です。

身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型計画策定のための基本計画であり、基本計画策定業務は、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする基本計画の円滑な策定に向けた業務及び実施計画の策定を委託する。

審査及び選考は、身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務について受託候補者等から提案を受け、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者により効果的で経済的な事業を実施するため、公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容の評価基準を元に総合的に評価・審査するものである。

2. 業務概要

(1) 事業名称

町単独事業

(2) 委託業務名

身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務委託

(3) 業務内容

- (ア) 現地踏査
- (イ) 資料の検討
- (ウ) 加工施設【基本計画】
- (エ) 加工体験施設【基本計画】
- (オ) 費用対効果算定
- (カ) 活性化計画の作成
- (キ) 事業実施計画の作成
- (ク) 添付図面の作成
- (ケ) 改修工事設計書・図面の作成
- (コ) 業務達成のため打ち合わせ
- (サ) 事前点検シート作成支援
- (シ) 特記事項（計画策定に必要な視点）

(4) 納入場所

身延町役場 産業課

(5) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月28日まで

ただし、令和5年度事業経費の積算については令和4年11月18日まで、基本計画については、令和5年1月10日まで、その他実施計画等については令和5年3月28日までとする。

(6) 委託上限金額

10,769,000円（10%の消費税及び地方消費税額相当額を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 山梨県市町村総合事務組合による競争入札参加資格定期審査（令和3・4年度）を受けて身延町入札参加有資格者名簿に登載されている者で、身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年身延町訓令第4号）の規定による入札参加資格停止の期間中ではない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務の実施について、町の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (6) 団体の代表者又は役員等が、次のいずれかに該当するものがない団体。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
 - (エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (オ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (カ) 第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ケ) 物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の(エ)から(ク)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し、これを利用している者
- (7) 本委託事業を適切に履行できる者で、平成24年4月以降に農山漁村振興交付金関係の活性化計画策定業務及び中山間地域総合整備計画策定業務のうちいずれかの業務実績があること。

4. スケジュール

項目	日程	備考
①募集開始	令和4年6月6日(月)	実施要項等の掲示 (町ホームページ)
②質問の受付期間	令和4年6月6日(月) ～6月13日(月) 午前11時まで	
③質問書の回答	令和4年6月17日(金)	町ホームページ
④提案意向申請書等の提出期限	令和4年6月21日(火) 午前11時まで	
⑤資格確認の結果通知	令和4年6月22日(水)	提案書の提出要請書
⑥企画提案書の受付	令和4年6月23日(木) ～6月30日(木)	

	午前11時まで	
⑦審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和4年7月13日（水）	詳細は別途通知
⑧選定結果通知	令和4年7月14日（木）	
⑨契約締結	令和4年7月20日（水）予定	契約課経由

5. 参加手続

(1) 事務局

担当課 身延町役場 産業課

所在地 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

電話番号 0556-42-4805

アドレス sangyo@town.minobu.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

(ア) 配布期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月21日（火）午前11時まで
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

(イ) 配布場所

事務局で配布するほか、身延町HP (<https://www.town.minobu.lg.jp/>) からダウンロードすることができる。

(3) 実施要項に関する質問受付及び回答

(ア) 受付期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月13日（月）午前11時まで

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 質問方法

本実施要項に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書（様式第5号）を使用し、件名を「活性化計画策定業務委託に係る質問」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(エ) 質問書類の様式

別紙「質問書」（様式第5号）を参照

(オ) 質問に対する回答

質問への回答は、身延町HP (<https://www.town.minobu.lg.jp/>) に一括して、令和4年6月17日（金）までに掲載し、個別には回答しない。

(4) 提案意向申請書等の提出

(ア) 提出期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月21日（火）午前11時まで
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。期限必着。）

(エ) 提出書類

- ① プロポーザル提案意向申請書（様式第1号） ※印鑑登録のある印を押印のこと
- ② 会社概要（パンフレット等でも可）
- ③ 平成24年4月以降に農山漁村振興交付金関係の活性化計画策定業務及び中山間地域総合整備計画策定業務実績一覧（期間内に該当するすべての業務実績を記載すること。任意様式とするが、A4版で作成すること）

(オ) 提出部数

1部

(5) 企画提案書の提出

資格確認により選定され、企画提案書の提出要請があった参加者は、企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期間

令和4年6月23日（木）から令和4年6月30日（木）午前11時まで
（平日の午前9時から午後5時までとし、最終日は午前11時まで）

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参

(エ) 提出書類

- ① 提案書（様式第4号）
- ② 提案概要説明書（任意様式とするが、A4版で作成すること）
- ③ 提案資料（任意様式とするが、A4版で作成すること）
- ④ 見積書（任意様式とするが、A4版片面で作成すること）
- ⑤ 見積内訳書（任意様式とするが、A4版片面で作成すること）

(オ) 提出部数

※（エ）の①は、正本1部

※（エ）の②から⑤は、正本1部、副本10部

ただし、副本は写しでも可とする。

(カ) 提出書類作成要領

- (1) 提案概要説明書及び提案資料（任意様式とするが、A4版で作成すること）

本プロポーザル実施要項及び「身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務仕様書」に基づき記載すること。なお、仕様書の要件を満たしていることをわかりやすく示すとともに、提案において創意工夫した点等についても具体的かつわかりやすく示すこと。

- (2) 見積書（任意様式とするが、A4版片面で作成すること）

「身延町 町長あて」とし、「消費税及び地方消費税を含む（税額明記）」のうえで、税込の総額を記載すること。

6. 著作権等

- (1) 成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

7. 選定方法

「身延町農山漁村発イノベーション等整備事業交流対策型活性化計画策定業務委託プロポーザル評価委員会」において、提案内容を総合的に審査し、1者を受託候補者として選定する。

(1) 提案書等に係るプレゼンテーション

① プレゼンテーション日時については、提出者数により後日、町より連絡する

② 内容

(ア) 「5. (5) (エ) 提出書類」に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 提出書類の内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(ウ) パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。その場合は、当日パソコンは持参すること。

(2) 出席人数

参加者の出席人数は3名以内とする。なお、本業務の管理者となる予定の者は必ず出席すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

なお、資料の追加配布は、先に提出した提案資料の記載内容を逸脱しない範囲に限り可とする。

(4) プレゼンテーション後、次の表の評価項目に基づいて提案内容を審査し、点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

なお、同点により順位付けが出来なかった場合には、業務実績、見積額の順で順位付け

し、それでも順位付けができない場合は、委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

評価項目

評価項目		評価基準	得点算出方法		配点
企業評価	業務実績	農山漁村振興交付金関係の活性化計画策定業務等の業務実績により、本業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。	【2段階評価】 ・農山漁村振興交付金関係の活性化計画策定業務 業務実績数により評価		10～15点
			・中山間地域総合整備計画策定業務 業務実績により評価		5点
	業務体制	各業務に対する組織体制・人員配置は適正か。	【5段階評価】 5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る	×4	20点
計画の策定	本町の地域特性を理解し、本業務の目的や条件を理解しているか。	×4		20点	
提案の独自性	仕様書に示した内容以外の独自の提案や創意工夫のある提案がなされているか。	×4		20点	
	提案の実現性	提案内容のスケジュールが、業務を行うのに当たり現実的なものとなっているか。	×2	10点	
	見積額	見積書の金額により評価する。	【6段階評価】 5～0	×2	10点
合 計					100点

平均得点が60点に達した者がいなかった場合は、改めて提案を募集する。

※60点未満の場合、平均点が3点を下回る（5段階評価の3点が普通）ため、本事業の遂行が困難であると判断する。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽があった場合
- (イ) 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 委託業務参考見積価格の金額が委託上限額を超える場合
- (エ) 評価の公平性に影響を与える行為や信義に反する行為があった場合
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、企画提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9. 契約手続

- (1) 受託候補者と委託者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると委託者が判断したときは、協議により、業務の追加、変更、削除、見積金額等の変更を行うことがある。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了払いとする。
- (4) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 選定結果後、受託候補者の書類に虚偽の内容が判明した場合、委託者は契約を締結しない。

10. その他

(1) 辞退に係る取扱い

提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出書類に関する注意点

- (ア) 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (イ) 委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (ウ) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (エ) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(3) 提案意向申請書及び企画提案書の取扱い等

- (ア) 提出された提案意向申請書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (イ) 提出された企画提案書の第三者の著作権の使用については、提案者の責任において処理するものとする。なお、提出された企画提案書は、受託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。
- (ウ) 提出された応募書類は返却しない。

(4) その他

- (ア) 参加者は、プロポーザルの選定結果に異議を申し立てることができない。
- (イ) 事務局、評価委員会の委員等が新型コロナウイルスの感染等により、審査を正常に行

うことが困難となった場合には、プロポーザル実施の日程等を変更する可能性がある。